

平成21年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
- 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
- 3 監査対象 教育委員会教育総務課
- 4 監査実施期間 平成22年1月28日
- 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【教育総務課】

<p>共通(1)貸付契約について 普通財産の貸付に係る事務については、貸付契約の締結がなされていないものや、貸付期間が経過しているにも拘らず契約の更新がなされていないものなど、全庁的に財産管理に対するチェック機能が十分に働いていない状況が見受けられた。また、四日市市公有財産規則では、特定の場合を除き、普通財産の貸付にあたっては、借受人に相当の担保を提供させるか、又は確実な保証人を立てさせることとしているが、担保の提供や保証人を立てていない契約が見受けられた。契約更新時においては、関係法令を含め、再度契約内容の検証を行うなど、慣例的な処理とならないよう細心の注意を払うよう強く要望する。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年6月30日 契約の更新時においては、契約内容の検証を再度行い、慣例的な処理とならないよう注意を払っていきたい。</p>
---	--

平成21年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について
 3 監査対象 教育委員会教育総務課
 4 監査実施期間 平成22年1月28日
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【教育総務課】

<p>共通(3)境界確定について 一部の土地で、境界が明確になっていないもの(境界標柱がないもの、又は一部はあるが、地籍測量図や過去の立会記録などが確認できなかったもの、公図と現地が不整合なもの)が見受けられた。境界の確定には、多大な労力と経費、時間を必要とするが、将来における近隣住民との境界紛争を未然に防止するため、今後計画的な実施に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年 9月21日 公図の上では境界は明確であり、また、隣接地は借主である三重県の所有地であるものの、現地で境界が不明確な部分については必要が生じた場合に対応していく。</p>
<p>共通(4)日常の維持管理について イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年 9月21日 貸付用途の性格上(県立特別支援学校敷地)、借主側が日常の維持管理を行っており、定期的に連絡はとっているものの、何かあれば連絡を受けることになっている。</p>
<p>共通(5)普通財産の活用計画について 普通財産のなかには、特に利活用の計画がない、あるいは計画実行までに相当の期間がかかることから、未利用の状態になっているものや公共的団体へ無償貸付して長期間経過しているものが見受けられる。過去の経緯や取得目的等にこだわることなく、関係各課と調整の上、売却も視野に入れながら、他の有効活用等について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成22年 9月21日 借主である三重県とは、貸付用途の内容(県立特別支援学校敷地)もふまえ、契約更新時に貸付条件等について慎重に協議を行っていく。</p>